

■介護報酬改定の効果検証、訪問介護など期限延長 厚労省

- ・厚生労働省は、2024年度介護報酬改定の効果検証を行うために年度内に実施する4つの調査研究のうち、2つの調査票の提出期限を延長したと、関係団体や自治体に周知した。同省では、特に24年度の報酬改定で基本報酬を引き下げた訪問介護の事業所について、より正確に影響を把握し、分析する必要があるとし、調査研究への協力を呼び掛けている。
- ・24年度に実施する4つの調査研究のうち、「地域の実情や事業所規模等を踏まえた持続的なサービス提供の在り方に関する調査研究」の対象には、訪問介護事業所も含まれる。当初は9月30日を調査票の提出期限としていたものの、10月28日に厚労省が出した通知では期限を過ぎても調査票の提出を認めることとしていた。今回の事務連絡では、提出期限を12月13日に延長し、さらなる調査研究への協力を促している。
- ・6月5日の衆議院厚生労働委員会では、訪問介護をはじめ介護事業者などの意見を聞きながら十分な検証を行った上で、必要な措置を講じることとする方針が決議されており、厚労省は11月21日付で同調査研究の調査票の提出期限を延長した。
- ・調査対象の施設や事業所には9月上旬以降に調査票を郵送しており、調査票が届いていない場合は今回の調査対象外となる。これらの調査研究の結果は次の報酬改定に向けた検討の基礎資料として活用される。

※詳細は下記からご確認ください。

- 介護保険最新情報 Vol.1328「令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和6年度調査）への協力依頼（3回目）」（令和6年11月21日）
厚生労働省老健局老人保健課

<https://www.mhlw.go.jp/content/001336816.pdf>